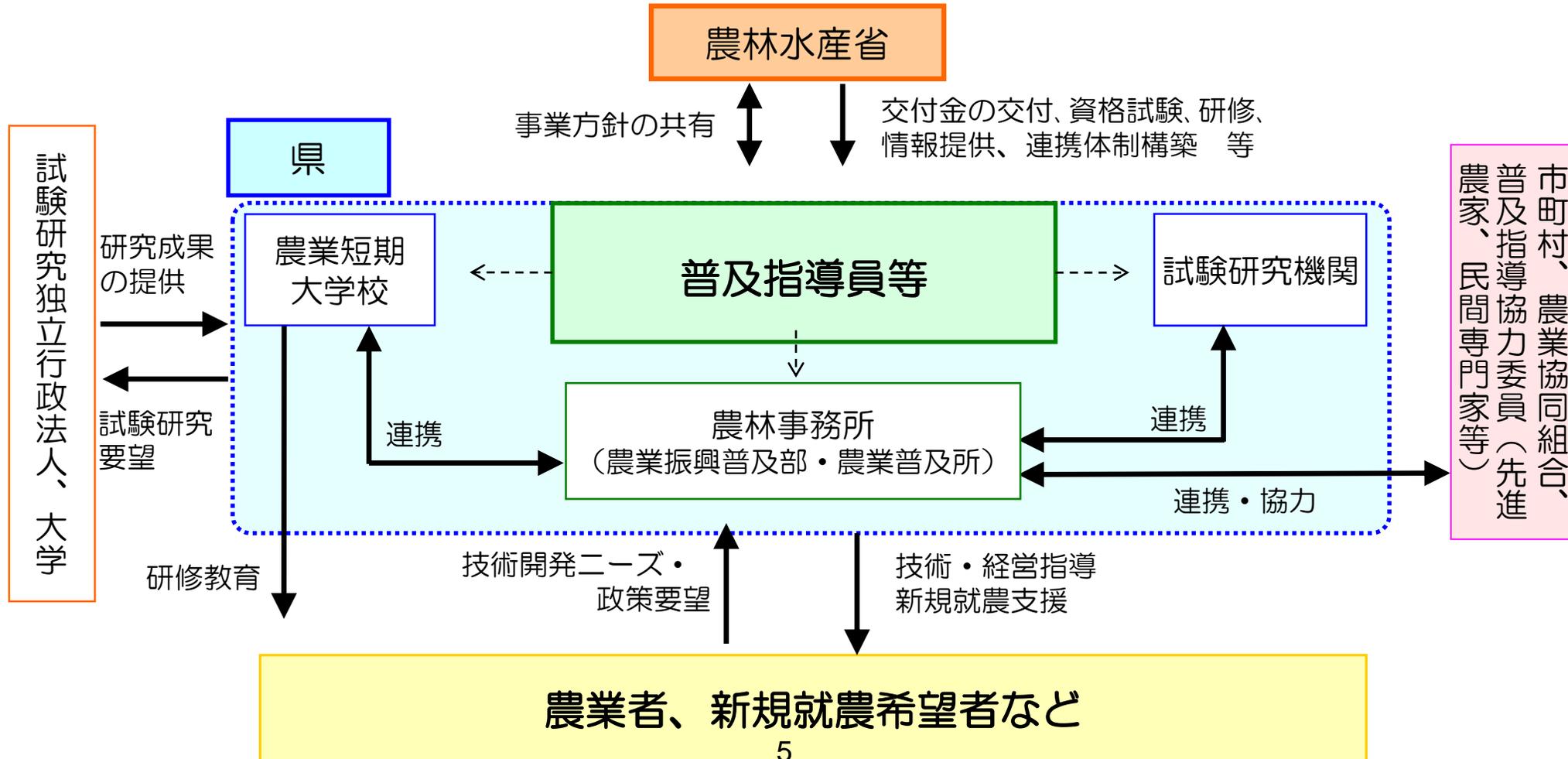


# 事業の実施体制

- 都道府県は、普及指導員を普及指導センター及び試験研究機関、研修教育施設（農業大学校）等に配置し、それら機関及び関係機関等の連携の下、試験研究機関で開発された技術等について、地域での実証やマニュアル作成、講習会の開催等の活動を通じて、地域農業の技術革新等を支援。
- 国は、都道府県との役割分担の下、運営指針の策定、交付金の交付、資格試験、研修、連携体制の構築等を実施。



# 本県の普及指導体制の状況

- 普及事業は、直接農業者に接して農業経営の改善を図るとともに、地域農業の改革を推進することから、県内14か所に普及活動拠点を設置している。
- 県内14か所の普及活動拠点に普及指導員等を配置するとともに、県庁に普及指導活動の総合的な支援及び先進的な農業者等からの高度かつ専門的な個別相談・支援対応を行う農業革新支援担当を7人配置している。



- 1 県北農林事務所 農業振興普及部
- 2 " 伊達農業普及所
- 3 " 安達農業普及所
- 4 県中農林事務所 農業振興普及部
- 5 " 田村農業普及所
- 6 " 須賀川農業普及所
- 7 県南農林事務所 農業振興普及部



- 8 会津農林事務所 農業振興普及部
- 9 " 喜多方農業普及所
- 10 " 会津坂下農業普及所 (金山普及所)
- 11 南会津農林事務所 農業振興普及部 (南郷普及所)
- 12 相双農林事務所 農業振興普及部
- 13 " 双葉農業普及所
- 14 いわき農林事務所 農業振興普及部

# 「福島県協同農業普及事業の実施に関する方針」と普及計画の策定

## 農業改良助長法(昭和23年公布) (協同農業普及事業を実施する法的根拠)

農業改良助長法(第7の2)に基づき  
県の意見を聞いて、国が策定

農業改良助長法(第7の5及び6)に基づき  
運営指針に基づき、県が策定

○「協同農業普及事業に関する意見を聴く会」の意見  
(令和元年9~10月)

反映

**国**

### 協同農業普及事業の運営に関する指針(運営指針) (令和2年8月告示)

- 概ね5か年における普及事業の基本的な方向付と運営の内容を示す。
- 実施方針策定の基本的な指針

第1 基本的な考え方  
第2 普及指導活動の課題と方法  
第3 普及指導員の配置  
第4 普及指導員の資質の向上  
第5 普及指導センター等の運営  
第6 研修教育の充実強化  
第7 その他協同農業普及事業の運営に関する事項

**県**

### 福島県協同農業普及事業の実施に関する方針(実施方針) (令和2年9月策定)

反映

○福島県農林水産業振興計画  
(令和3年12月策定)

※新たな計画が策定されれば、その時点で内容を実施方針に反映

- 概ね5か年における本県普及事業の実施に関する基本的な方向付けと活動内容を示す。
  - 普及指導計画の策定等、事業の実施に当たっての基本的な指針
- 第1 普及指導活動の課題  
第2 普及職員の配置に関する事項  
第3 普及職員の資質の向上に関する事項  
第4 普及指導活動の方法に関する事項  
第5 その他協同農業普及事業の運営に関する事項

**県**

### 普及指導計画(令和2年度~令和6年度)

8

実施方針に基づき、普及活動を総合的かつ計画的に行うために農林事務所長が策定

# 「福島県協同農業普及事業の実施に関する方針」

## 方針策定の趣旨

普及指導員が有するスペシャリスト機能及びコーディネート機能を十分に発揮し、収益性の高い地域農業の確立や魅力ある農村づくりを推進し、県農林水産業振興計画の実現に寄与する

## 第1 普及指導活動の課題 国の基本的課題を踏まえ、4つの視点を基本とした普及指導課題を設定

### 【視点1 ひとづくり】

- ・経営体の育成支援（認定農業者誘導・計画達成支援、県経営相談所と連携した法人化支援、感染症まん延防止支援）
- ・新たな担い手の確保・育成（就農意志決定段階からの支援、雇用できる経営体の育成、農業短期大学の機能活用、農業次世代人材投資資金等の支援策活用）
- ・女性農業者の経営参画推進、企業参入の支援
- ・多様な主体が参加する集落営農の確立（人・農地プラン 実質化支援、経営拡大を目指す農業者や任意組織の法人化）

### 【視点2 ものづくり】

- ・革新的な技術の導入（スマート農業技術の導入推進、先端技術を活用した農業支援サービスの活用支援）
- ・収益性の高い農業の確立（労力調整システムや補助事業の活用支援、耕畜連携、需要に応じた米生産の推進）
- ・気象変動への対応（被害未然防止につながる先端技術等の導入、収入保険制度等への加入推進、早期復旧支援）
- ・魅力あるものづくり（安全な農産物生産、環境と共生する農業推進、知的財産等の活用による特色ある産地育成）

### 【視点3 地域づくり】

- ・地域産業の6次化支援（地域産業の6次化による地域の活性化・農家所得の向上）
- ・地域の持続的発展支援（遊休農地解消、新規就農者等受入体制構築、多様な労働力確保、鳥獣被害対策）
- ・農村を支える多様な組織等との連携（食育の推進、グリーンツーリズム等による都市と農村の交流、農福連携）

### 【視点4 震災対応】

- ・営農再開・再建に向けた支援（営農再開ビジョン作り支援、民間企業参入促進、スマート農業の導入支援）
- ・安全な農産物の供給確保支援（放射性物質検査、GAPの実践）

## 第2 普及指導員の配置に関する事項

- ・農林事務所には地域農業の課題解決が図られるよう農業の実情や施策目標に配慮して普及指導員を配置
- ・本庁には専門技術や経営、鳥獣害対策等に関する情報の提供、普及指導員の資質向上、試験研究機関等との連携、先進的な農業者等からの相談・支援対応を行う技術革新支援担当を配置

## 第3 普及指導員の資質の向上に関する事項

- ・技術・経営指導力と高度な普及指導活動手法、農政課題の解決、行政施策の活用等の総合指導力及び企画・運営能力の強化などを図る研修を体系的に実施。若手普及員は専門技術研修やトレーナーによる職場研修を充実

## 第4 普及指導活動の方法に関する事項

- ・農業振興普及部（所）の設置、活動体制・普及指導計画の策定、スマート農業等の相談に対応するため、民間企業や試験研究機関との連携強化
- ・農業者研修教育の充実・強化、農業機械、加工、GAP、スマート農業技術の実践的教育や研修を実施
- ・試験研究との連携強化、農協等との役割分担、民間企業や大学との連携によるスマート農業技術の普及